（参考様式）

鹿児島市学校給食費等徴収管理システム導入業務に係る共同企業体協定書

（目的）

第１条　当共同企業体は、「鹿児島市学校給食費等徴収管理システム（以下「業務」という。）に関する事業及びそれに付帯する事業について、共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第２条　当共同企業体は、○○○共同企業体と称する。

（成立の時期及び解散の時期）

第３条　当共同企業体は、令和　　年　　月　　日に成立し、業務終了後６か月を経過するまでの間は解散することができない。ただし、業務を受注することが出来なかった場合には、業務に関する契約が締結された時点で解散できるものとする。

（代表企業の所在地及び名称）

第４条　当共同企業体の代表企業は以下のとおりとする。

　所在地：○○○○○○○○○○

　名称：○○株式会社

　代表取締役：○○　○○○

（構成企業の所在地及び名称）

第５条　当共同企業体の構成企業は以下のとおりとする。

　所在地：○○○○○○○○○○

　名称：○○株式会社

　代表取締役：○○　○○○

　所在地：○○○○○○○○○○

　名称：○○株式会社

　代表取締役：○○　○○○

　所在地：○○○○○○○○○○

　名称：○○株式会社

　代表取締役：○○　○○○

（代表企業の権限）

第６条　当共同企業体の代表企業は、業務の遂行に関し、当共同企業体を代表して次の権限を有するものとする。

（１）鹿児島市及び監督官庁等と折衝する権限

（２）代表企業の名義をもって見積、入札及び契約締結並びに業務に係るサービス提供料の請求及び受領を行う権限

（３）入札及び業務に係るサービス提供料の受領に関する復代理人の選任についての権限

（４）当共同企業体に関する財産を管理する権限

（５）その他業務の遂行に関して必要となる一切の事項を執行する権限

２　当共同企業体が使用する印鑑は、代表企業が鹿児島市に登録しているものとする。

（運営委員会）

第７条　当共同企業体は、代表企業及び構成企業の全員をもって運営委員会を設け、業務の遂行内容及び当共同企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、事業の円滑な遂行に当たるものとする。

（代表企業及び構成企業の責任）

第８条　構成企業は、業務に関して当共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。この場合、鹿児島市に提出した個々の「役割」以外の部分についても連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第９条　当共同企業体の取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、当共同企業体の名称を関した代表企業名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（権利義務の譲渡制限）

第１０条　本協定書に基づく権利義務は、第三者に譲渡することができない。

（構成企業の脱退に関する措置）

第１１条　構成企業は、業務の契約が完了する日までは当共同企業体から脱退することができない。ただし、鹿児島市が妥当であると認め、承認した場合はこの限りではない。

２　前項の規定により脱退した構成企業がある場合は、代表企業及び残存構成企業が業務について、責任をもって完了するものとする。

３　脱退構成企業が分担していた業務については、速やかに運営委員会において新たに担当する構成企業を決定するとともに、鹿児島市に通知するものとする。

（構成企業の除名）

第１２条　当共同企業体は、構成企業のうちいずれかが、事業途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成企業及び鹿児島市の承認により当該構成企業を除名することができる。

２　前項の場合において、除名した構成企業に対してはその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成企業が除名された場合においては、前条第２項及び３項を準用する。

（構成企業の破産又は解散に関する処置）

第１３条　構成企業のいずれかが事業途中において破産又は解散した場合は、第１１条第２及び３項を準用する。

（代表企業の変更）

第１４条　代表企業が脱退し若しくは除名された場合又はその責務を果たせなくなった場合には、従前代表企業に代えて、構成企業全員及び鹿児島市の承認により残存構成企業のいずれかを代表企業としなければならない。

（解散後の瑕疵担保責任）

第１５条　当共同企業体が解散した後においても、提出物に瑕疵等があった場合には、代表企業及び構成企業が連帯して責任を負うものとする。

２　第１１条から第１４条の理由により脱退等した代表企業及び構成企業については、その者が関与した範囲において前項の規定を適用する。

（協定書に定めのない事項）

第１６条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○株式会社ほか○社は、上記のとおり○○○共同企業体協定を締結したので、その証としてこの協定書○通を作成し、各通に代表企業及び構成企業が記名押印し、各自所持するとともに鹿児島市へ1通提出するものとする。